

山口県動物愛護センターホームページ広告募集要項

県では、新たな財源を確保し、もって県民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的として、県有資産等を広告媒体として提供する広告事業を行っています。

当該事業の一つとして、山口県動物愛護センターホームページのトップページに掲載するバナー広告を次のとおり募集します。

1 広告の掲載

(1) 掲載期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間

(2) ホームページへの掲載および削除

ホームページへの掲載及び削除は、山口県動物愛護センターが行います。

掲載は原則として広告掲載開始日前日の午後1時から午後5時までの間に行い、削除は原則として広告掲載終了日の午後1時から午後5時までの間に行います。

2 広告の位置、規格等

(1) 掲載位置 トップページ下部

(2) 枠数 2枠

(3) 規格 ・大きさ 縦60ピクセル 横150ピクセル 以上

・形式 GIF (アニメーション不可)

・データ容量 10キロバイト/枠以下

・画像のALT属性テキスト 「広告:」で始め、「広告:」を除き、全半角問わず30文字以内

3 広告掲載の要件

(1) 山口県動物愛護センターホームページ広告実施要領 (以下「要領」という。)

第4条に該当する業種又は事業者の広告は掲載できません。

(2) 要領第5条及び同第6条に該当する内容の広告は掲載できません。

4 広告を掲載するホームページの概要

(1) 山口県動物愛護センターホームページ

URL : <http://www.doubutuaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/>

(2) 月間アクセス数

約14,000ページビュー/月 (平成29年 (一年間) の平均アクセス数)

5 広告掲載料

1枠当たり5,000円/月 (消費税及び地方消費税を含む) とします。

※広告デザイン等の作成に要する費用は、広告主の負担となります。

6 申込方法等

(1) 募集期間

平成30年2月2日（金）から平成30年2月15日（木）午後5時まで

(2) 申込方法

「山口県動物愛護センターホームページ広告掲載申込書」（様式1）に必要事項を記入し、必要書類を添付した上で、山口県動物愛護センターへ郵送又は持参してください。

7 広告主の決定方法

- (1) 県の定めた基準（3 広告掲載の要件（1））により、広告の掲載が適当と認められた方を広告主候補者とします。
- (2) 広告主候補者から受付順に広告主を決定します。

8 広告原稿の提出・内容の審査

(1) 広告原稿の提出期限

広告主に決定された場合は、県が指定する日までに、山口県動物愛護センターに広告原稿を提出してください。提出は、電子メールでの送信を原則とします。

(2) 広告内容の審査

広告内容について事前に審査を行いますので、「山口県動物愛護センターホームページ広告掲載承認願」を提出してください。

提出していただいた広告原稿及びリンク先が掲載にふさわしくない場合には、審査により内容の変更のお願い或いは掲載のお断りをする場合があります。

9 広告掲載料の納付

県が指定する納期限までに、県が発行する納入通知書により広告掲載料を納入してください。

10 契約金の還付

納入された広告掲載料は、次の場合を除き、お返しできません。

- (1) 広告主の責めに帰すべき事由がなく、県が掲載すべき広告を掲載しなかった期間が1か月当たり1日を超えるときは、掲載しなかった日数に応じて、広告掲載料について、日割り計算により算出した金額を還付します。ただし、当該還付する金額については、利子を付しません。
- (2) 前記（1）にかかわらず、次のいずれかに掲げる事由により県がホームページの運営を一時停止した場合は、広告掲載料の還付は行いません。ただし、一時停止の期間が1か月単位当たり3日を超える場合は、前記（1）の規定に準じて広告掲載料の還付を行います。
 - ア 機器等の保守又は工事を行う場合
 - イ 天災、事変その他の非常事態が発生した場合
 - ウ 機器等の設置された建物の計画停電を行う場合
 - エ その他公益上やむを得ない場合

11 広告関係規定

広告掲載に当たっては、「山口県広告取扱要綱」、「山口県動物愛護センターホー

ムページ広告実施要領」及び「山口県広告掲載基準」を参照してください。

1 2 お問い合わせ・お申し込み先

〒754-0891

山口市陶943-12

山口県動物愛護センター

TEL 083-973-8315

FAX 083-973-8341

E-mail a15301@pref.yamaguchi.lg.jp